

流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(構造の基準)</p> <p>第6条 下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の18第1項</u>において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 下水道法<u>第25条の18第1項</u>において準用する同法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(構造の基準)</p> <p>第6条 下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の30第1項</u>において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 下水道法<u>第25条の30第1項</u>において準用する同法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。